

日本弁理士会 副会長

西出 眞吾

知財経営戦略検討委員会

今月のことば

monthly word

今年度の事業計画に「会務運営を革新し、会員サービスの向上を図る」という項目があり、その中の一つに「企業内会員を中心とする委員会を作り、日本弁理士会が企業内会員のために何ができるのかを検討してもらう」という事業があります。これを受けて今年度4月に知財経営戦略検討委員会を立ち上げました。今月のことばとして現在の活動状況を中間報告して頂きます。次年度も継続する事業ですので、多くの企業内会員の皆様の参加をお待ちしています。

知財経営戦略検討委員会の活動状況報告

委員長 石塚 利博

目次

1. 委員会設置の背景
2. 委員会の発足状況
3. 委員会の活動状況
4. 委員会の今後の状況

日本弁理士会の知財経営戦略検討委員会は、奥山会長のもとで本年度初めて設置された委員会です。

企業弁理士を構成員とし、個性派揃いが毎回多岐に亘る項目について本音の熱い議論を繰り広げております。今回、企業弁理士の方々にも本会の存在及び活動状況を知って頂きたく報告させていただきます。

今後ともご支援頂ければ幸いです。

1. 委員会設置の背景

筒井前会長時代の平成22年に総合政策検討委員会から下記の答申がなされました。

「企業勤務弁理士等の特許事務所以外の会員」の会務参加を促進する方策が提言されました。

過去の検討の経緯では、「企業勤務弁理士及び企業勤務経験を有する若手弁理士との意見交換会」の開催なども含めて、以下の知見が得られたとのことです。

- ① 企業弁理士が多数を占める委員会は少ない。
年度により多少の変動はありますが、平成22年度では、技術標準委員会で22%と多いが、特許委員会で8%、他の委員会は5%未満で、全体平均で4%です。
- ② 委員会開催時間が昼間であり、企業弁理士は参加し難い。

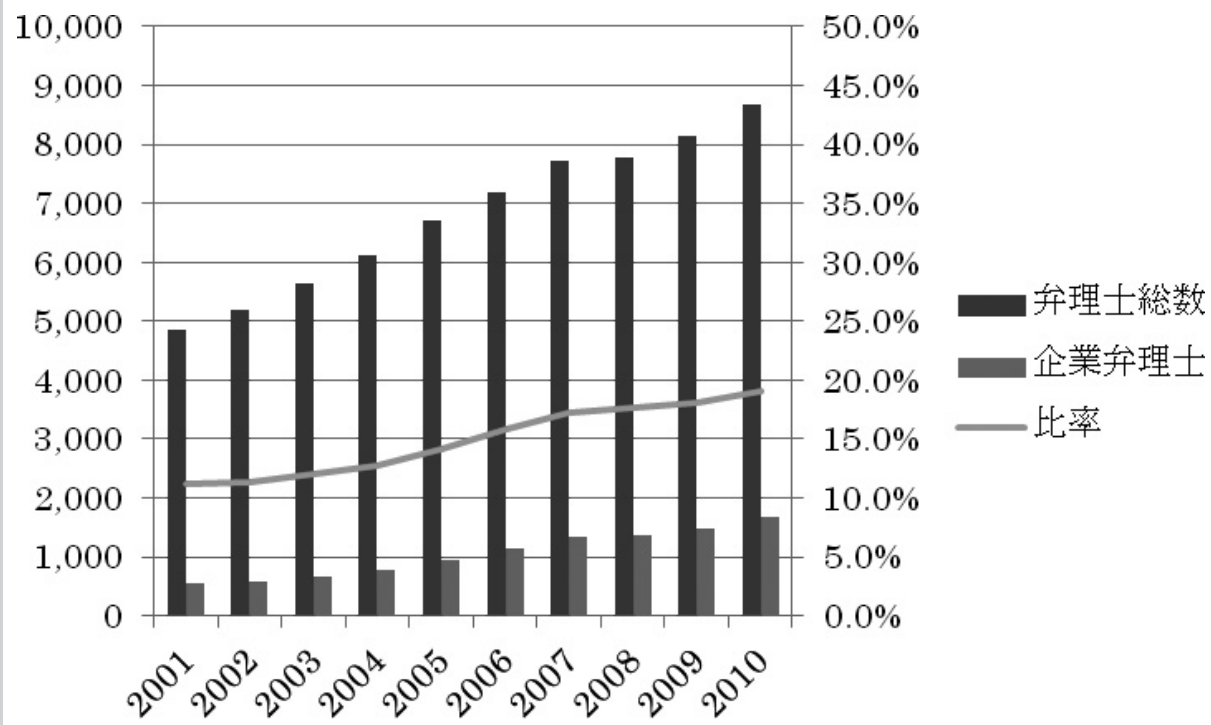


図1 年度毎の弁理士登録総数と企業弁理士登録数（内数）

③ 委員会参加に対して、企業の利益につながるかが不明確で企業の理解が得難い。

また、企業弁理士へのアンケート（平成22年度、全企業勤務弁理士対象、回収率約25%、回答数376件）では、以下注目すべき知見が得られています。

- ・ 8割程度の会員が会務に参加した経験がない。
- ・ 4割程度の会員が会務への参加を希望している。
- ・ 9割強の会員に対して、企業が会費を全額負担している。

ご存知の通り企業弁理士は増加の一途を辿っております。図1「年度毎の弁理士登録総数と企業弁理士登録数」の通り、2001年企業弁理士は11.2%でしたが2010年には19.1%まで跳ね上がっています。近年の合格者の約半数が企業勤務であること、及び合格後企業を辞める方が減っていることを考慮すると2020年には30～40%が企業弁理士になることも想定されます。昨今の大量合格者の影響で、日本弁理士会の構成員が、特許事務所の所長が多数を占めていた時代から、企業弁理士と特許事務所勤務の弁理士が大多数の時代になりつつあります。日本弁理士会として大き

な変化の状況にあると思われれます。

また、日本弁理士会の会則40条（委嘱事項及び社会貢献活動等を行う義務）には、「2. 会員は、正当な理由がなければ、本会又は本会が設置する機関が委嘱する事項を辞退することができない。3. 会員は、本会の会務運営に積極的に参加するよう努めなければならない。」と規定されております。

アンケートの通り会務への参加を希望している方が4割と多いことを考慮すると企業弁理士のほんの一割の方が実際に参加するだけで、約170名となります（2010年末企業弁理士の登録数1662名）。

一方、一般的に企業の知財部門長は、日本知的財産協会の会員となり本協会の活動や研修に対しては理解のある方が多いと思われれますが、日本弁理士会とは距離を置き、日本弁理士会の活動や研修に関しては残念ながら余り理解を得られていない方が多いと予想しております。

そのため、これからは日本弁理士会と企業弁理士との強い連携協力により、日本弁理士会の発展、企業弁理士のポジション向上、更には知財立国の日本の発展につながらないかと願っている次

第です。

2. 委員会の発足状況

初回の発足会では、奥山会長、西出副会長、蔵持事務総長などご臨席のもと開催されました。本委員会では、委員長に石塚が、副委員長に元ミノルタ執行役員のご経験もある板東さん（来年度副会長）、外資系企業であるオランダ ASML の青山さんが選出されました。国内メーカ、外資系企業など多士済々の企業弁理士で構成されました（主なメンバーを文末記載）。委員会は、東京・大阪・京都等の在住者で現在は 18 名（女性 3 名）います。主に若手、中堅の三十歳代が中心ですが、しっかりと中高年も少しおります。また、後日、日本知的財産協会の委員長のご経験もある永井さんも副委員長に選出されました。

本委員会に対する日本弁理士会からの諮問事項は、下記の通りです。

- (1) 企業内弁理士の活動の場を確立するための
方策の調査・検討・提言
- (2) 企業内弁理士に対し日本弁理士会が提供するサービスの調査・検討・提言

初回から「企業弁理士の活動の場」の「場」とは一体どこなのだ！！などと議論が盛り上がった次第でした。

3. 委員会の活動状況

全く新しい委員会であり、当初から個性派揃いで喧々諤々の議論が毎回沸き起こっております。常に会議終了時間の 20 時半（スタート 18 時半、日常の会社業務を考慮し夕方からの会議とした。）をオーバーしている状況です。更に、その後必ず有志で懇親会も行っております。毎回東京の弁理士会館と近畿支部室とで TV 会議を開催しております。但し、毎回都合の付く委員数名は、近畿から東京へ来て議論に参加しております。10 月までで 7 回開催しておりますが、欠席者は大変少ない状況です。

第 2 回目以降現在までの活動状況の概略は下記の通りです。

まず委員各自の認識を深めるため、「各自の企

業弁理士としての意義・状況・事情」「日本弁理士会の会務活動」「日本弁理士会の会費」等を議論しました。

次に、「あるべき企業弁理士、あるべき日本弁理士会、そこに至る手段」の各自の提案を①経営スキルの向上②実務スキルの向上③社会貢献などの観点で仕分けし議論を進めました。

「あるべき日本弁理士会」については、日本弁理士会の会員・企業・社外に対する切り口に分け議論しました。

次に各自の企業弁理士としての目標を更に明確化するため「ありたい企業弁理士の姿、特に経営スキル向上の問題と対策」を各自提言し、議論の深堀を行いました。

この議論に対応した提言の分類分けにより「1. 企業弁理士対応の研修の実施、2. 対外的な交流の場の提供、3. 相談窓口、4. 広報活動、5. 企業弁理士に特化した委員会の設置、6. 各委員会との連携、7. 他団体との連携、8. 企業弁理士間の情報インフラの立上、9. 企業役員ヒアリングなどの情報収集、10. 弁理士試験制度の提言」の項目を抽出議論し、分担を決め、提言の深堀の議論を進めています。

以上のように今までの議論の概要を纏めると順調に進んでいるように受け取られるかもしれませんが、現実には紆余曲折の連続でした。「さん付けで呼び合おう」「本音の議論で行こう」「建設的な提案の議論で行こう」など常に活発な発言が湧き上がっております。

4. 委員会の今後の状況

委員会としての提言の議論は、やっと発散から収束する方向に向かいつつある状況です。

日本弁理士会、企業弁理士に少しでも貢献すべく、本委員会の提言を今年度中になんとか纏めて、来年度以降の活動として実行・実践すべく、委員一同奮闘しております。場合によっては、来年度新たな企業弁理士の委員会の立ち上げを行うかもしれません。分科会を設置するかもしれません。

ご興味、ご意見ある方は、お気軽に日本弁理士

会にご連絡頂ければ幸いです。また、来年度の本委員会に参加ご希望の方は、是非ご応募お願い申し上げます。

主なメンバーは、次の通りです。

委員長石塚利博（大手装置メーカー）、副委員長板東正男（元ミノルタ）、副委員長青山耕三（オランダASML）、副委員長永井隆（三菱エンジニアリングプラスチック）、以下委員、稲村忠久（JX日鉱日石リサーチ）、小川延浩（ソニー）、小川一（パナソニック）、角田敦志（堀場製作所）、川崎慎治（本田技術研究所）、木村薫（ソディック）、國井久

美子（東京電力）、田中祥一（出光興産）、萩原敦（本田技術研究所）、原田悦子（総合機械）、安武成記（パナソニック電工）、山崎裕史（東洋アルミニウム）

尚、副委員長の板東さんから、今後の委員会の活動検討のため企業知財部門のご意見などの情報収集をすべきとの提案がされました。板東さんがコーディネータとなり近畿支部にて企業知財セミナー【「企業知財部」と「特許事務所」のより良い関係構築に向けて】を12月5日大阪産業創造会館にて開催致しました。

日本弁理士会防災会議からのご案内

～停電への対策を万全に～

電子手続きで最も懸念されることは、停電によって手続きができなくなってしまうことです。そこで、停電が発生したときの対策について、簡単にご紹介します。

広域かつ長時間にわたる停電により電気通信回線が機能しない場合は、特例法第6条第1項に規定する「電気通信回線の故障」に該当します。よって、電子出願端末の緊急避難用入出力によりCD-R等の郵送によって特許庁へ手続きを行うことができます。（ただし、計画停電は除外されていますので注意が必要です。）

不測の事態に備え、①停電時でも起動できるノートパソコンに電子出願ソフトをインストールしておく、②停電時にはGUESTで上記手続きを行う等の対策をとることをお勧めします。

なおサーバーをご利用の場合には、ポータブルハードディスク、自動コピーソフト、無停電装置等で、上記ノートパソコンとの連携をお取りください。

詳しくは、こちらをご覧ください 独立行政法人 工業所有権情報・研修館 HP

(<http://www.inpit.go.jp/pcinfo/operation/kinkyu.html>)